

アメリカの金融所得に対する課税の変遷

	1980年	1990年	2000年	2010年
利子課税	総合課税 (14%~70%) + 州・地方政府税	総合課税 (15%、28%) + 州・地方政府税	総合課税 (15%~39.6%) + 州・地方政府税	総合課税 (10%~35%) + 州・地方政府税
配当課税	総合課税 (14%~70%) + 州・地方政府税	総合課税 (15%、28%) + 州・地方政府税	総合課税 (15%~39.6%) + 州・地方政府税	段階的課税(連邦税) (2段階 0%・15%) + 総合課税(州・地方政府税)
法人税との調整	調整規定なし	調整規定なし	調整規定なし	調整規定なし
株式等譲渡益課税	総合課税 (14%~70%) + 州・地方政府税 ※ 12月超保有の場合は60%の 所得控除あり	総合課税 (15%、28%) + 州・地方政府税	段階的課税(連邦税) (原則2段階 10%・20%) + 総合課税(州・地方政府税) ※ 12月以下保有の場合、 15~39.6%+州・地方政府税	段階的課税(連邦税) (2段階 0%・15%) + 総合課税(州・地方政府税) ※ 12月以下保有の場合、 10~35%+州・地方政府税

(注) 段階的課税では、例えば2010年の場合、給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタルゲインのうち、34,000ドル(約306万円)以下のブラケットに対応する部分には0%、34,000ドル超のブラケットに対応する部分には15%の税率が適用される(単身者の場合)。なお、この措置は、2010年までの時限措置であり、2011年からは、配当は通常の総合課税、長期キャピタルゲインについては原則10、20%の段階的課税となる予定。

イギリスの金融所得に対する課税の変遷

	1980 年度	1990 年度	2000 年度	2009 年度
利子課税	総合課税 (30%~60%)	総合課税 (25%、40%)	段階的課税* (3 段階 10%・20%・40%)	段階的課税* (3 段階 10%・20%・40%)
配当課税	総合課税 (30%~60%)	総合課税 (25%、40%)	段階的課税* (2 段階 10%・32.5%)	段階的課税 (2 段階 10%・32.5%)
法人税との調整	部分的インピュテーション (注)	部分的インピュテーション (注)	部分的インピュテーション (注)	部分的インピュテーション (注)

(注) 部分的インピュテーションとは、個人の受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の一部に相当する金額を個人の所得に加算し（グロス・アップ）、算出された税額から加算した金額を控除する方式。

(参考) キャピタル・ゲイン課税

株式等譲渡益課税	分離課税 (30%) ※非課税枠; 3,000 ポンド	総合課税 (25%、40%) (※総合課税化は 1988 年度) ※非課税枠; 5,000 ポンド	段階的課税* (3 段階 10%・20%・40%) ※非課税枠; 7,200 ポンド	分離課税 (18%) (分離課税化は 2008 年度) ※非課税枠; 10,100 ポンド
----------	-----------------------------------	--	--	--

* 段階的課税では、例えば 2009 年の場合、給与所得等、利子所得、配当所の順に所得を積み上げて、利子所得のうち 2,440 ポンド以下のブラケットに対応する部分には 10%、2,440 ポンド超 37,400 ポンド以下の部分には 20%、37,400 ポンド超の部分には 40%の税率が適用され、配当所得のうち 37,400 ポンド以下の部分には 10%、37,400 ポンド超の部分には 32.5%の税率が適用される。

ドイツの金融所得に対する課税の変遷

	1980年	1990年	2000年	2010年
利子課税	総合課税 (22%～56%)	総合課税 (19%～53%)	総合課税 (22.9%～51%)	分離課税(申告不要) ※総合課税も選択可** <u>26.375%</u>
配当課税	総合課税 (22%～56%)	総合課税 (19%～53%)	総合課税 (22.9%～51%)	分離課税(申告不要) ※総合課税も選択可** <u>26.375%</u>
法人税との調整	完全インピュテーション方式 (注)	完全インピュテーション方式 (注)	完全インピュテーション方式 (注)	調整規定なし***
株式等譲渡益課税	原則非課税*	原則非課税*	原則非課税*	分離課税(申告不要) ※総合課税も選択可** <u>26.375%</u>

(備考) * 短期株式等譲渡益については総合課税により課税。

** 総合課税の適用税率が25%以下となる場合、総合課税の適用税率が適用される。

*** 2009年以降は調整規定なし。2003年から2008年まで、配当所得一部控除方式(受取配当の一定割合を課税所得に算入)を採用していた。

(注) 完全インピュテーション方式とは、個人の受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額に相当する金額を個人の所得に加算(グロス・アップ)し、算出された税額から加算した金額を控除する方式。

フランスの金融所得に対する課税の変遷

	1980年	1990年	2000年	2010年
利子課税	<p><u>総合課税と源泉分離課税の選択</u> (源泉分離課税)25% 所得税:25%</p> <p>又は</p> <p>(総合課税)5%~60% 所得税:5%~60%</p>	<p><u>総合課税と源泉分離課税の選択</u> (源泉分離課税)17% 所得税:15% 補充税:1% 社会分担金:1%</p> <p>又は</p> <p>(総合課税)5%~56.8% 所得税:5%~56.8%</p>	<p><u>総合課税と源泉分離課税の選択</u> (源泉分離課税)25% 所得税:15% 社会保障関連諸税:10%</p> <p>又は</p> <p>(総合課税)20.5%~64% 所得税:10.5%~54% 社会保障関連諸税:10%</p>	<p><u>源泉分離課税と総合課税との選択</u> (源泉分離課税)30.1% 所得税:18% 社会保障関連諸税:12.1%</p> <p>又は</p> <p>(総合課税)17.6%~52.1% 所得税:5.5%~40% 社会保障関連諸税:12.1%</p>
配当課税	<p><u>総合課税</u> 所得税:5%~60%</p>	<p><u>総合課税</u> 所得税:5%~56.8%</p>	<p><u>総合課税</u> 20.5%~64%</p> <p>所得税:10.5%~54% 社会保障関連諸税:10%</p>	<p><u>源泉分離課税と総合課税との選択</u> (源泉分離課税)30.1% 所得税:18% 社会保障関連諸税:12.1%</p> <p>又は</p> <p>(総合課税)17.6%~52.1% 所得税:5.5%~40% 社会保障関連諸税:12.1%</p>
法人税との調整	<p>完全調整【インピュテーション方式】 受取配当額とその1/2を課税所得に算入し、受取配当額の1/2を算出税額から控除</p>	<p>完全調整【インピュテーション方式】 受取配当額とその1/2を課税所得に算入し、受取配当額の1/2を算出税額から控除</p>	<p>完全調整【インピュテーション方式】 受取配当額とその1/2を課税所得に算入し、受取配当額の1/2を算出税額から控除</p>	<p>(総合課税選択の場合) 配当所得一部控除方式 ※ 受取配当の40%を課税所得から控除</p>
株式等譲渡益課税	<p>①常時行われる市場取引の場合 譲渡益が他の課税所得の総額を超える場合:5%~60%の総合課税 上記以外の場合:30%の分離課税(総合課税の選択も可)</p> <p>②その他の場合 15%の分離課税</p>	<p><u>申告分離課税</u> 16%</p> <p>所得税:16%</p>	<p><u>申告分離課税</u> 26%</p> <p>所得税:16% 社会保障関連諸税:10%</p>	<p><u>申告分離課税</u> 30.1%</p> <p>所得税:18% 社会保障関連諸税:12.1%</p>